

○ 邑南町空き家バンク活用促進事業補助金交付要綱

平成29年3月7日

告示第22号

改正 平成31年3月28日告示第16号

改正 令和2年3月31日告示第50号

改正 令和5年4月1日告示第66号

(目的)

第1条 この告示は、邑南町空き家バンクに登録する空き家の家財道具等の処分及び当該処分に伴う空き家内外の清掃、適正管理、現況調査等(以下「家財処分等」という。)を行う者に対し、その家財処分等に要する費用の一部を補助することにより、空き家バンクの登録及び取引の促進を図り、もって定住促進による地域の活性化に資することを目的とする。この告示の補助金の交付に関しては、邑南町補助金等交付規則(平成16年邑南町規則第34号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 現に使用されていない町内の建物をいう。
- (2) 所有者等 所有権その他の権利により当該空き家等の賃貸、売却を行うことができる者をいう。
- (3) 自治会等 邑南町内の集落及び自治会並びに集落及び自治会が指定する地域団体をいう。
- (4) 業者 町内に事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 一戸建て空き家の空き家登録者
- (2) 当該事業による補助金の交付を受けた日から引き続き2年以上空き家バンクに登録する意思がある者

(3) 町税を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、業者又は自治会等に依頼して実施した空き家の家財処分等に要する次の各号に掲げる経費とする。

(1) 家財道具等の処分

空き家の残置物処分及び庭木の剪定や除草等に要する費用

(2) ハウスクリーニング

空き家の内部クリーニングに要する費用

(3) 適正管理

空き家の維持管理を業者に委託した際に要する費用

(4) 現況調査等

空き家の状態や評価額の調査等に要する費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、次の額を限度とし、予算の範囲内において交付する。

(1) 家財道具等の処分 上限10万円(1回のみ)

(2) ハウスクリーニング 上限10万円(1回のみ)

(3) 適正管理 上限12万円(年間)

(4) 現況調査等 上限10万円(1回のみ)

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、邑南町空き家バンク活用促進事業補助金交付申請書(実績報告書)(様式第1号)に必要な書類を添付し町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は、申請者1人当たり1回及び空き家1戸当たり1回を限りする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、邑南町空き家バンク活用促進事業補助金交付決定通知書(様

式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、家財処分等が完了したときは、完了の日から5日以内に邑南町空き家バンク活用促進事業申請書(実績報告書)(様式第1号)に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(交付額の確定等)

第9条 町長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助対象者は、補助金の交付の交付を受けようとするときは、邑南町空き家バンク活用促進事業補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の請求を受けたときは速やかに確定した補助額を補助対象者に支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

2 第4条に規定する補助対象事業のうち適正管理については、補助対象者からの取消しの申出の提出を受理した時、又は補助対象物件への入居契約が取り交わされた日に効力を失う。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定を受けたものについては、この限りではない。

附 則(平成31年3月28日告示第16号)

この告示は、平成31年3月31日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第50号)

この告示は、令和2年3月31日から施行する。

附 則(令和5年4月1日告示第66号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。